

令和7年度やまがたフルーツ 150 周年タイアップ企画商品デザイン補助金交付要綱

(総則)

第1条 やまがたフルーツ 150 周年タイアップ企画商品デザイン補助金の交付については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年県規則第59号。以下「規則」という。）の例によるとともに、この要綱に定めることによる。

(交付の目的)

第2条 山形県さくらんぼ&フルーツPR協議会（以下「協議会」という。）会長は、やまがたフルーツ 150 周年タイアップ企画実施要綱（令和6年3月11日施行）の規定によるタイアップ企画として販売される商品又はそのパッケージ（商品の容器、包装、ラベル等をいう。以下同じ。）のデザインに要する経費の一部を補助することにより、県産フルーツの認知度向上に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。

(補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、タイアップ企画を実施する民間事業者とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてを満たす取組みとする。

- (1) やまがたフルーツ 150 周年のロゴマーク・キャッチフレーズを利用した、商品又はパッケージのデザインの作成であること（商品又はパッケージに、当該ロゴマーク・キャッチフレーズのシールを貼る簡易なものは対象外とする。）。
- (2) 当該デザインが消費者の目に触れるものであること。
- (3) 補助対象事業が、令和8年2月28日までに完了すること。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費は、商品又はパッケージのデザインに要する費用（デザイン作成料及び印刷の版代（その他の印刷費用は除く。））とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費の額と金 50,000 円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請書（別記様式第1号）の提出期限は令和8年1月31日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 見積書の写し（デザインの作成に要する費用の金額が確認できるもの）

- 2 補助事業者は、前項の交付の申請に当たって当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第 8 条 協議会会長は、前条の規定により補助金交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 協議会会長は、前項による交付決定に当たっては、前条第 2 項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

- 3 協議会会長は、前条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第 9 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）補助対象経費の増額を伴うもの。
- （2）補助対象事業の目的及び効果に影響を及ぼす内容の変更。

- 2 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により協議会会長の承認を得ようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第 3 号）を提出しなければならない。

（補助事業等の中止又は廃止）

第 10 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、補助事業の中止又は廃止について協議会会長の承認を得ようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 4 号）を協議会会長に提出しなければならない。

（補助事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第 11 条 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書（別記様式第 5 号）を協議会会長に提出し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 実績報告書（別記様式第 6 号）の提出期限は、補助対象事業が完了してから 30 日を経過する日又は令和 8 年 2 月 28 日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

（１）事業実績書（別記様式第 7 号）

（２）請求書の写し（デザインの作成に要する費用の金額が確認できるもの）

2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第 7 条第 2 項ただし書の補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第 13 条 協議会会長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地の調査等により、補助事業者の実施した事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、補助金の額を確定し、事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 14 条 前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に係る補助金の返還)

第 15 条 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 8 号により、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

2 協議会会長は、前項の報告があった場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保管)

第 16 条 補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。